

## 矢吹町公告第19号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び矢吹町財務規則（昭和63年矢吹町規則第1号。以下「財務規則」という。）第112条の規定に基づき、次のとおり制限付き一般競争入札について公告する。

令和8年6月8日

矢吹町長 蛭田 泰昭

### 記

#### 1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名 善郷小学校LED照明設備賃貸借
- (2) 対象施設 矢吹町立善郷小学校
- (3) 数量 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和9年3月31日
- (5) 契約期間 契約締結の日から令和19年3月31日
- (6) 賃貸借期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（120カ月）

#### 2 入札執行日時

- (1) 入札日時 令和8年7月3日（金）午前10時00分
- (2) 入札場所 矢吹町役場 第3会議室

#### 3 入札参加に必要な資格

- (1) 入札に参加するために必要な資格は次のとおりとする。

ア 「令和7・8年度矢吹町工事等請負有資格業者名簿（物品・その他）」に登載されている者

イ 過去2年間に、国または地方公共団体と本契約と種類を同じくする同規模の賃貸借事業の実績を有する者

- (2) 参加者の制限

次に掲げる者は、本入札には参加することができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当し、入札参加資格を有しないと認められる者

イ 公告の日から入札の日まで、矢吹町建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成21年告示第86号）第2条第1項に規定する入札参加資格制限措置を受けている者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によること

とされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に関わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）を含む。）をしている者または更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に関わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に関わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者または更生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。

オ 応募に係る提出書類に虚偽の記載をした、または重要な事実について記載をしなかった者

カ 不正な手段を用いて本事業を誹謗した、または事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

#### 4 入札保証金の納付

財務規則第 115 条の規定により免除とする。

#### 5 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、財務規則第 99 条の規定により、請負代金又は契約代金の額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第 98 条の規定に該当する場合は免除する。

#### 6 設計図書等の閲覧

対象契約に係る設計図書を次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧場所 矢吹町役場 総務課

(2) 閲覧期間 令和 8 年 6 月 8 日（月）～ 令和 8 年 7 月 1 日（水）

（※土曜、日曜、祝日を除く毎日の午前 9 時から午後 5 時）

(3) その他 閲覧期間中、設計図書等の電子データの入った CD-R を新品の CD-R（ケースに入れた状態）と交換することが可能。

#### 7 質問書の提出

対象契約に係る設計図書等の閲覧者は、当該設計図書等に関して質問することができる。

(1) 提出場所 矢吹町役場 総務課

(2) 提出期限 令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時 00 分

(3) 応答書 令和 8 年 7 月 1 日（水）までに質問者に送付するとともに、閲覧場所に写しを掲示する。

## 8 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、次のとおり必要な書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出書類

- ア 制限付き一般競争入札参加資格確認書
- イ 事業概要書
- ウ LED リース実績書
- エ 仕様適合証明書（納入機器等構成表を含む）

(2) 提出場所 矢吹町役場 2 階 総務課

(3) 提出期限 令和 8 年 6 月 24 日（水） 午後 5 時 00 分まで

## 9 入札執行の回数

入札執行回数は、3 回を限度とする。

## 10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消すものとする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められた者
- (3) その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札

## 11 入札の中止

受付最終日（令和 8 年 6 月 24 日）までに入札参加者がいない場合は、本入札を中止する。

## 12 入札書の記載

- (1) 入札書には、本契約に係る製品代金及び工事費、設定費等を全て含めた賃貸借料について、10 年間のリース総額を記載すること。
- (2) 上記の金額は、入札者が消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額とすること。

## 13 落札候補者の決定

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

## 14 議会の議決

本契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年矢吹町条例第 12 号）第 2 条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するため、落札者決定後に仮契約を締結し、その後、議会の議決を得たときに地方自治法（昭和 22 年

法律第 67 号) 第 234 条第 5 項に規定する契約書とみなすものとする。

15 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び財務規則に定めるところとする。
- (2) 開札後、落札決定するまでの間に落札候補者が次のアまたはイのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札を無効とする。この場合において、町は当該落札候補者が行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
  - ア 指名停止基準に基づく指名停止を受けた場合
  - イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が（2）のアまたはイのいずれかに該当することとなった場合には、町は落札決定の取り消しをすることができることとする。この場合において、町は当該落札候補者が行った入札を取り消したことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (4) 入札者は、開札後、入札条件の不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 落札者には、本町の地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、可能な限りにおいて、地元企業の活用を希望する。